

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成19年9月12日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

9月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第46号所管分の審査	2
質疑（南野委員、三宅委員）	
議案第51号の審査	5
補足説明（総務部長、寺本総務部参事）	
議案第50号の審査	7
質疑（南野委員）	
採決	8
閉会の宣告	8

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年9月12日(水) 午前10時 開会
午前10時36分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 森内一蔵	委員 川端福江
委員 南野直司	委員 柴田繁勝	委員 三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
市長公室長 寺田正一	同室参事兼政策推進課長 有山 泉
政策推進課参事 山口 猛	
総務部長 奥村良夫	同部次長兼総務防災課長 杉本正彦
同部参事兼財政課長 宮部善隆	同部参事兼市民税課長 寺本敏彦
総務防災課参事 小原幹雄	市民税課参事 柳瀬順一
固定資産税課長 入倉修二	同課参事 中西利之 納税課長 布川 博

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主査 中井真穂

1. 審査案件(審査順)

議案第46号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第51号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第50号 政治倫理の確立のための摂津市長の資産等の公開に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○野口委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

最初に理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は皆様方にはお忙しい中、総務常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜るわけでございますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私は、一たん退席をいたしますけれども、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

○野口委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三宅委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第46号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方、よろしくお願い申し上げます。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。私の方から1点だけお聞かせいただきたいと思います。10ページの歳出、款2、総務費、項1、総務管理費の目17、財政調整基金費で、今回の補正額1億300

万円ということでございますけれども、平成8年度以降、実質収支額の黒字を確保するため、主にこの財政調整基金の取り崩しを行い、収支の調整をしてこられ、長年にわたる取り崩しにより厳しい状態であると認識いたします。

また、平成16年度では公共施設整備基金から借り入れるという形で、収支の調整を行ってこられました。平成17年度では、総合福祉会館再整備基金からも借り入れを行われ、減債基金以外の基金の現状は、厳しい状態であると認識いたします。

ここで、この財政調整基金の現在高とあわせて、できましたら公共施設整備基金と総合福祉会館再整備基金、また減債基金の現在高と今後の推移、見通しなどお聞かせいただきたいと思います。

○野口委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 基金の状況についてお答えさせていただきます。

基金の現在高の状況でございますが、委員、ご指摘のとおり、平成18年度は総合福祉会館再整備基金から借入金10億円、それから公共施設整備基金から借入金14億2,100万円のうち8億2,500万円を償還したことによりまして、基金取り崩し分を除きまして、実質現在高は、平成18年度は前年度に比べまして10億5,229万円増加いたしました。平成7年度以来、11年ぶりに対前年度増となりました。

この時点で、平成18年度末の基金の状況でございますが、財政調整基金が年度末残高11億6,066万1,885円、公共施設整備基金が実質現在高でございますが、これは22億7,153万8,995円、減債基金が10億8,678万2,960円となっております。

それで、総合福祉会館再整備基金で

ございますけれども、これは平成18年度に南千里丘コミュニティプラザ構想が具体化したことによりまして、その積立金を取り崩しまして、公共施設整備基金に積み立てましたので、この基金については廃止いたしております。

それから、19年度当初予算に当たりまして、財政調整基金から3億2,038万円、それから公共施設整備基金より3億5,400万円を取り崩しいたしております。

それから、さきの6月の補正におきまして、財政調整基金に3,826万2,000円を積み立て、それから今回の補正におきまして、JR千里丘駅前エレベーターの補助金といたしまして、公共施設整備基金より2,500万円取り崩しいたしております。

それから、繰越金、前年度の剰余金、このうちの2分の1を下らない金額を財政調整基金に積み立てることとされておりますので、その剰余金2億581万6,139円の2分の1を下らない額として、今回1億300万円を財政調整基金に積み立てることになりますので、今回の補正後の実質現在高は39億7,011万9,840円となるものでございます。

それから、今後の基金の状況ということで、ご質問がございました。今後の基金の状況でございますけれども、平成18年度に市税の増収、それから法人市民税の増収、それから固定資産税が平成19年度には下げどまったということで、平成18年度の試算よりは若干税収も増加してまいります、法人市民税、個人市民税の状況につきまして、今後景気の動向等ございまして、なかなか増加するという要因はございませんので、見込みとしては横ばいを見込んでおります。

そういった関係で、平成22年度には、

資本費平準化債、これが発行をしないということになりますし、それから23年度には企業誘致条例による増収分、これがなくなるということでございまして、今後、事業が平成18年、19年の事業額であるといえますれば、平成19年、20年、21年、ここまでは基金の積み立てができるものと考えておりますが、22年度以降、23年、24年、25年につきましては、基金を取り崩すことによって収支均衡を図っていかなければならないと考えておりますので、今後、基金につきましては、22年度以降、少しずつ減ってくるのかなと考えております。財政運営につきましては、できるだけ経費節減を図りまして、基金の温存を図りたいと考えております。

○野口委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 補足をさせていただきたいと思います。

中期の財政見通し、基金の今後の見通しなんですが、今現在、作業をしております、中期財政見通しを作成しております。毎年決算が終わりましたら、総務省の指定されている統計資料で、決算統計というのがございます。それを提出した後は、決算内容を分析しながら、中期財政見通し、普通会計ベースでございまして、作成をしております。

昨年も同様に、平成24年度まで昨年は中期財政見通しお示しさせていただきましたけれども、1年伸ばしまして、平成25年度までの中期財政見通しを皆様方にご提示をさせていただきたいと思っております。

その中には、基金の残高の推移も超アバウトでございまして、一応表示しております。なお、今月中には、皆様方にご配付させていただきたいと思っております。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 ありがとうございます。各主要基金の現在高と今後の推移についてご答弁いただきましたけれども、この際、総務部長からも先ほどちょっと説明ありましたけれども、平成18年度決算において、平成8年度以来、10年連続で100%を超えておりました経常収支比率が税制改正、また企業の好調によって、個人税、法人税の増収により95.2%に改善したということでございますけれども、実質公債費比率が25.7%と引き続き厳しい財政状況にあるということでもあります。

ここで、全体的な今後の財政見通しと、財政健全化に向けた重要課題等をお聞かせいただきたいと思っております。

○野口委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 それでは、平成18年度、ご指摘のように経常収支比率は95.2%ということで、前年につきましては110.0%ということで、かなり改善はしております。ただし、この改善の要素なんでございますが、それはご承知のように、分母は経常的な収入の一般財源、分子につきましては、経常的な支出に充当しております一般財源となります。超概算な数字でございますが、分子の分の支出に充当する一般財源におきましては、約9億円の減少となっております。もちろん、団塊の世代の退職で退職金があるんですけども、その他人件費や他の経費におきましては、減となっております。

それから、特に公債費については13億円ほど減少しております。これが大きな原因で、分子については9億円下がっております。

それから、分母につきましては、ご存じのように、企業誘致条例に伴います一部税の増収がございます。それが約14

億円、それから他の法人税、市民税等につきまして、増収がございます。固定資産税は4億円ほど落ちているんですけども、それらを含めると20億円の増収になっております。通常、一般財源ベースの規模でいきますと、大体200億円ぐらいになります。その分母が20億円ですので、10%を下げるようになります。それから、分子の方は9億円ですので、約5%を下げるようになります。それらを合わせて15%前後の減少を見たわけでございます。

このように説明していきますと、分母の方の歳入が、これは未来永劫続くような歳入であれば我々安心できるんですけども、その部分については先ほど言いましたように、企業誘致条例に伴う税収が5年間という限定と我々は考えております。条例につきましては、5年間奨励金があるということで、一定5年間は確保できるであろうと思っております。

ただ、重要課題ということでございますが、もちろん分子の方の歳出削減、これは一番重要なことかと思っております。それぞれ団塊の世代が退職しますと、退職者不補充、あるいは定員削減、そのことが今後必要な事項というふうには思っております。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 ありがとうございます。依然、厳しい財政状況でありますので、どうか社会経済情勢の変化に対応したスリムで効率的な市政と改革を着実に推進していただき、どうか生活者の視点に立った持続可能な施策の充実を図りながら、行財政改革に取り組みされるよう、要望としておきます。

○野口委員長 ほかにございませんか。

三宅委員。

○三宅委員 おはようございます。11

ページの税務総務費の補正なんですけども、1,800万円ということで、これの要因、もし詳しくわかりましたらお教えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○野口委員長 布川課長。

○布川納税課長 過誤納還付金の補正についてお答えいたします。法人市民税におきましては、前年度の収入をもとに予定申告をしていただいている関係上、確定申告までの期間において、企業の業績や景気動向の変化によりまして、毎年大きな変化がある状況になっております。

今回の補正予算要求につきましては、市内1号法人の主要企業において、特許権の侵害による訴訟示談成立により、当該事業年度において特別損失が生じたことにより、予定と確定の差額、約2,200万円の還付金が発生しました。

また、ほかにも3社で約500万円の差額還付が発生したため、900万円を予算流用の結果、不足分の1,800万円を今回計上させていただいたものでございます。

○野口委員長 三宅委員。

○三宅委員 ありがとうございます。そういった突発的といいますか、企業側の要因といいますか、そういった事案で比較的高額の補正が組まれるというような事態があるということが今わかりましたので、今後こういった事案が起こりかねないと。特許権というものは、特に著作権と特許権と、知的財産権に関しては現在、マスコミ等で非常に議論が活発に交わされておりますので、そういった事案が今後とも起こっても不思議ではございませんので、そういった計画、予想、こういうのを立てつつ、また予算編成等に当たっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○野口委員長 ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。
暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時18分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第51号の審査を行います。

補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

毎年、大なり小なり制度改正がございます。税関係制度の改正に伴いまして、地方税法の一部改正もなされます。この改正を受けまして、本市の税条例も改正いたすわけでございますが、施行期日によりましては、専決処分をさせていただき、次回の議会に報告させていただくのもあれば、今回のように議案として提出して、ご審議、ご可決いただくものもございまして、

今回の議案は、平成19年度税制改正に伴うもののうち、平成19年9月30日、同年10月1日施行分を改正いたすものでございます。今回の改正は、各法律、政令の改正に伴い、改正いたすものであります。

まず、信託法の全面改正に伴い、市民税の納税義務者等を規定しております第14条第1項に、第5号として追加しております。

契約で定められた目的に従い、受託した財産の管理、運用等を行う信託の受託者は、法人のみならず、個人でも受託者になることが可能であります。このことから、法人税、相続税等の租税回避を防止するためにも、法人課税信託の引き受けを行う個人においても、会社とみなし

て法人税割を課すこととされ、市税条例も同様に改正するものでございます。

この改正部分は、信託法の施行期日に合わせまして、平成19年9月30日からとしております。

次に、平成19年10月1日から郵政民営化がスタートいたします。ご承知のように、持株会社の日本郵政株式会社と4つの事業会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社に民営・分社化されます。このことにより、地方税法では、特例等の追加規定がなされております。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、業務の用に供する固定資産に対して課する、固定資産税の課税標準の特例として、課税標準となるべき価格の2分の1とすること。

また、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が所有し、業務の用に供する固定資産に課する、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例として、平成20年度から平成24年度までの各年度分までは、課税標準となるべき価格の2分の1の額とされております。

このことから、本市条例においても引用する地方税法の条項を追加しております。

最後に、附則第43条の2では、引用しております証券取引法の法律名が金融商品取引法へと改名されたことにより変更いたすものであります。金融、資本市場を取り巻く環境変化に対応し、現行の縦割り業法を見直す観点から、金融先物取引法等の4法律が廃止され、証券取引法に統合されます。これにより、証券取引法は従来よりも幅広い金融商品を対象とする法律となることから、その題名についても、金融商品取引法と改められたものでございます。

以上、今回の市税条例改正の概要につきまして、説明させていただきました。

次に、信託法につきましては、我々もなじみも薄く、完全に理解するまでには至っておりませんが、おおよそのあらましにつきましては、引き続き寺本参事から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○野口委員長 寺本総務部参事。

○寺本総務部参事 それでは、引き続き信託法について、ご説明申し上げます。

まず、資料の1ページでございますが、信託とは、委託者が信託行為によって、その信託できる人、受託者に対して財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその信託財産の管理、処分などをする制度となっております。

委託者と受益者は、同一人である場合もあれば、別人である場合もございます。信託法は、信託についての最も基本的な法律で、信託の定義や委託者、受託者、受益者の権利や義務などについて定めているものでございます。

旧信託法につきましては、大正11年に当時社会問題化しておりました高利貸的な信託会社を取り締まることを主目的に、信託業法とともに制定されました。それから、85年近く実質的な改正がされないまま、現在に至っており、この間、社会経済活動の多様化に伴いまして、各方面での信託の利用が進み、旧信託法が制定された当時には想定されていなかった形態での信託活用も図られるようになり、このような変化に十分対応するため、全面改正が行われたものでございます。

信託につきましては、資料2ページにございますように、個人向け、法人向け、公益・福祉向けに、さまざまな信託商品が開発されております。それら信託を新

信託法では、4つに大別し、新たに類型化されております。その下でございますが、受益証券発行信託、限定責任信託、自己信託、目的信託とに区別されており、その信託ごとの特徴が記載されております。

次に、信託財産から生ずる所得の帰属問題及び信託収益に対する課税問題の整理が出てまいります。資料3ページから5ページまでは現行の課税の概要と、改正の概要がまとめられております。

改正前の信託税制につきましては、資料6ページでございますように、信託収益の発生時に受益者に課税、または信託収益が受益者に現実に配分された段階で課税する受益者段階課税と、信託段階で法人税を課税する信託段階法人課税とに区別されていたものが、資料7ページでございますが、左の欄にありますように、従前の受益者段階課税の発生時課税につきましては、右の欄にありますように、受益者等課税信託、受領時課税では、集団投資信託と区別され、信託段階法人課税は、法人課税信託と法人税法で規定されました。

各種信託制度では、個人及び法人におきましても、受託者になれることから、信託制度を利用しての法人税や、相続税の租税回避を防止するため、法人課税信託の範囲が定められ、法人課税信託の引き受けを行う個人についても、法人市民税の法人税割の納税義務者とされました。

よって、市税条例第14条の第1項に、第5号として、その旨条文を追加いたしております。

また、法人課税信託の引き受けを行う人格のない社団及び財団も法人とみなされるほか、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等の公益法人等においても、法人課税信託の引き受けを行う場合には、法

人市民税の法人税割が課税されることになり、同条第3項におきまして、その旨改正いたしております。

雑駁ではございますが、信託法に関連いたします情報提供等をさせていただきます。

○野口委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第50号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

今回の提案理由としましては、郵便貯金法の廃止及び証券取引法の改正に伴っての条例の制定ということでございます。この市長の資産等の公開に関しまして、たしか吹田市だったと思います。あるいは各市町村のホームページでいろいろ検索しておりましたときに、より開かれた市政の実現をさらに進めてまいりますとの見出しで、各市町村の全部じゃありませんけども、自己の保有する土地、建物、また預金等の資産や所得を報告書形式で公開されておられました。本市においても、森山市長の資産等の公開を、何かの方法で公開されておられるのか、本市のホームページ等、私ちょっと確認したんですけども、見当たらなかったんです。私の見落としであると思いますけども、この点、一つお聞かせいただきたいと思います

います。

○野口委員長 山口参事。

○山口政策推進課参事 ただいまのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、ホームページ上では、現在は公開はいたしておりません。1階にございます市民情報コーナーでございますけれども、こちらの方のかぎのかかってある戸棚の方に、毎年6月30日以降に閲覧に供しております。

ただし、閲覧するためには、閲覧及び写しの請求書というものを提出いただきまして、写しの場合でしたら1枚10円ということで提供いたしておるところでございます。

なお、広報紙におきましては、6月30日以降、情報コーナーにおきまして、閲覧することができる旨のお知らせだけをさせていただきまして、実際の資産、所得、それから会社の役員となっている場合の報告書ですね、この3つでございますけれども、これの中身につきましては、広報紙にはその実額等は載せてはおりません。

以上が今の実情でございます。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 わかりました。ありがとうございます。

○野口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○野口委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第46号所管分について、可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第50号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時36分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 三宅 秀明